

平成 16 年 6 月 15 日

## 会社法制の現代化に関する意見

社団法人日本監査役協会

「株式会社及び有限会社の一体化に関する諸問題について」(会社法(現代化関係)部会資料 2 2)に対し、当協会の意見を以下のとおり申し述べます。

### 記

#### 1. 会計監査人が設置される場合の機関設計等(二 5(2))

意見 会計監査人が設置される場合の機関設計に関して、譲渡制限会社である大会社(特に取締役会が設置される大会社。委員会等設置会社を除く。)について、監査役のみで足りるとして「監査役会」の設置を要しないとすることに、反対します。

理由 (1) 現行の株式会社制度では、大会社については、コーポレート・ガバナンス及び監査機能の実効を確保させる観点から、譲渡制限会社であるか否かに拘わらず、常設必置の機関として取締役会及び監査役会の設置が法定されております。

(2) この点、要綱案(案)によると、大会社であっても譲渡制限さえ付されていれば、無条件に取締役会も監査役会も設置されない簡易な機関設計が可能とされております。

しかし、譲渡制限の有無の一事をもって取締役会及び監査役会の設置を課さないとするのは、コーポレート・ガバナンス及び監査機能を著しく低下させるものと懸念いたします。

(3) 大会社である譲渡制限会社の中でも特に、法定の取締役会が設置される大会社については、常勤監査役一名の必置、社外監査役半数以上、監査役会制度による監査の方針等の分担など、現状の法制度を変更すべき合理性は何ら見当たりません。

むしろ、連結経営を中心とした近時の企業経営においては、持株会社形式によるグループ経営を指向する動きが少なからずあります。本改正の結果、持株会社傘下で主たる事業を行っている子会社について、常勤監査役必置義務等が及ばなくなりますので、大規模会社の企業統治をむしろ大幅に後退させるものではないかと強く危惧いたします。

譲渡制限が付されていても、取締役会を設置して所有と経営が分離された

会社機構を選択した以上<sup>1</sup>、大会社である限り、経営に対する監督とその前提となる監査制度が十分整備されていることが必須であります。本改正案は、大会社についてここ 10 数年にわたって行われてきた、企業統治の拡充のための一連の法改正を否定するものではないかと思われまます。このような法改正を行うべき社会経済的な状況の変化があったものとは到底考えられません。

よって、大会社、特に取締役会が設置される大会社については、現行法どおり、監査役会を前提とした会社機関設計とすることは必須であると思料いたします。

## 2. 監査役会設置会社への商法施行規則第 193 条等と同趣旨の規定の新設（新規改正要望事項）

意見 監査役会設置会社においても、商法施行規則第 193 条及び第 104 条 1 号並びに商法特例法 21 条の 29 第 2 項 2 号と同趣旨の規定を新設することを要望します。

理由 (1) 商法施行規則第 193 条は、委員会等設置会社において監査委員会の職務の遂行のために必要な事項として定められたものであります。その内容は、監査委員会による監査機能の実効性を確保するため、企業に内部統制システムを整備することを要求しているものと一般に理解されています。

そして、内部統制システムを含め、監査機能の実効性を確保するための社内体制が必要であることは、監査役会設置会社においても何ら変わりありません。

(2) ただ、委員会等設置会社と異なり、監査役は取締役会の構成員ではないため、商法特例法 21 条の 7 第 1 項 2 号のように、監査役の職務の遂行に必要な事項を取締役会決議のみをもって定めうとする法制は、監査役の独立性の観点から、適切ではありません。

そこで、「商法施行規則第 193 条に定める事項と同様の事項」について、各会社が会社法の規律と趣旨に従い適切な機関決定を自主的に行うことを前提としつつ、その内容を会社は営業報告書等において開示する旨の規定（商法施行規則 104 条 1 号参照）を新設することを提案いたします。

(3) その上で、「商法施行規則第 193 条に定める事項と同様の事項」について、商法特例法 21 条の 29 第 2 項 2 号に準ずる規定を創設して監査報告書の法定記載事項とすべきであると思料いたします。

---

<sup>1</sup> 本改正案の趣旨が、万が一、監査役会制度に関する負担感にあるのであれば、譲渡制限会社には、取締役会を設置しないという選択肢がすでに存在しております。取締役会を設置したにもかかわらずなお、常勤監査役や社外監査役が不要であるとの改正を行うことは、持株会社化を通じた大規模譲渡制限会社も多く存在していることに鑑みても、企業統治を不当に後退させる過剰な規制緩和であり、何ら合理性がないものと思料いたします。

現在でも、特に大規模会社については、内部統制システムが整備されていないことは取締役の善管注意義務違反を構成するとの考えが通説的であり、よって、現行法の枠組みでも内部統制システムに欠陥があると認めるときには監査報告書の記載事項であるとも考えられます。ただ、法律で監査報告書の記載事項と明記することで、内部統制システムの整備に対する企業の取り組みとそれに対する監査活動が、より一層促進されるものと期待されます。

### **3. 株主総会議事録への監査役の署名（新規改正要望事項）**

意見 株主総会議事録に、監査役の署名を要する旨改正するよう要望します。

理由 監査役は、株主総会に出席し、株主からの質問に対し説明する義務があります（商法第 237 条の 2）。しかしながら、株主総会の議事録署名者とはされておられません（商法第 244 条第 3 項）。監査役としては、自らの発言や議事内容が正確に記載されているか確認する必要があり、その上で、責任の所在を明らかにする意味で出席者として署名すべきであると考えます。また、監査役は、取締役が職務執行の一環として、総会議事録を作成するに当たり善管注意義務を果たしているか、監査する必要があり、その確認をした上で、署名すべき必要があると考えます。

以上